

法令遵守のポイント



令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
安全保障貿易検査官室

目次

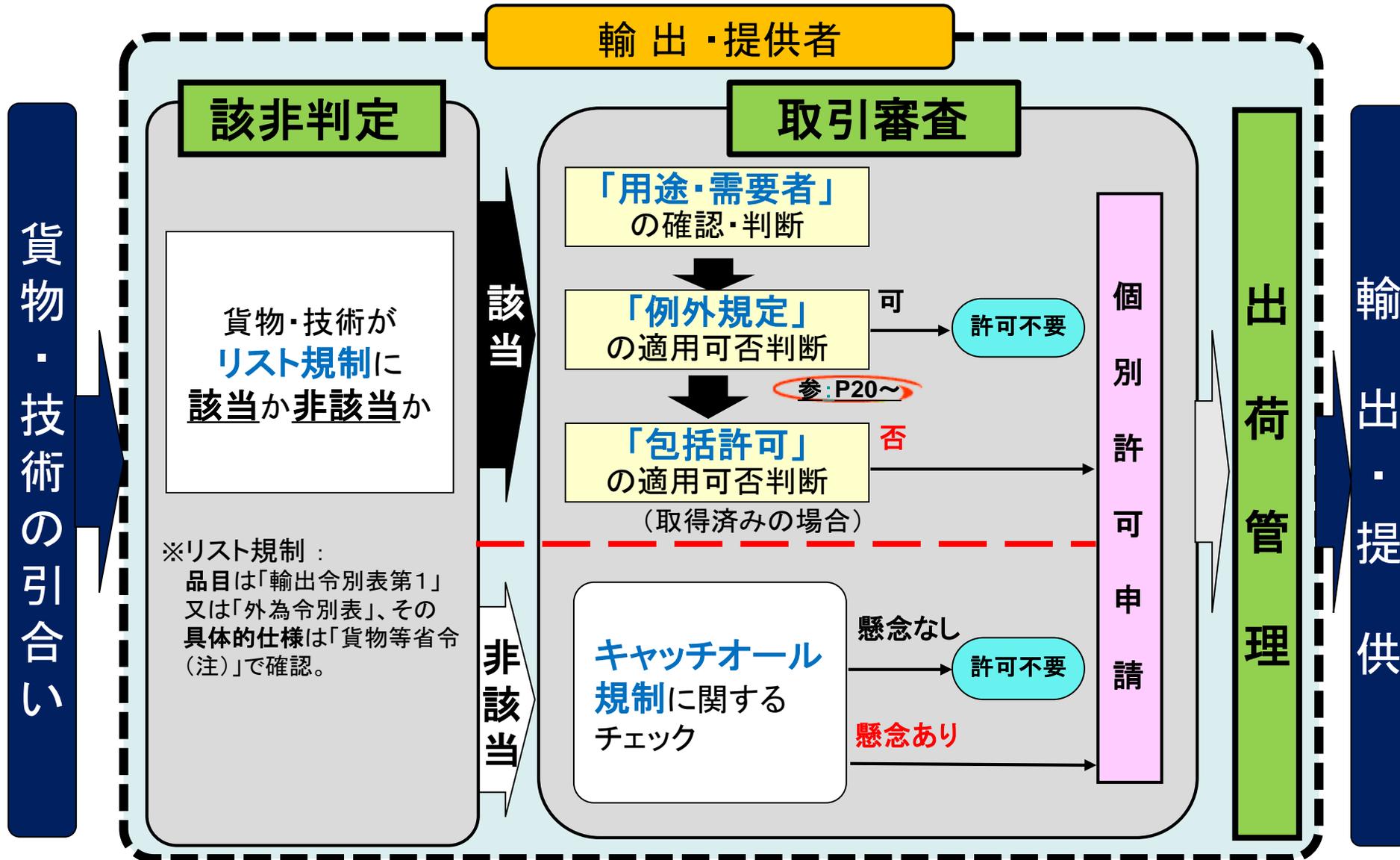


1. 安全保障貿易管理の審査手続
2. 法令遵守のための内部規程の整備
3. 包括許可制度と立入検査
4. 中小企業に対する支援
5. 関連情報の入手



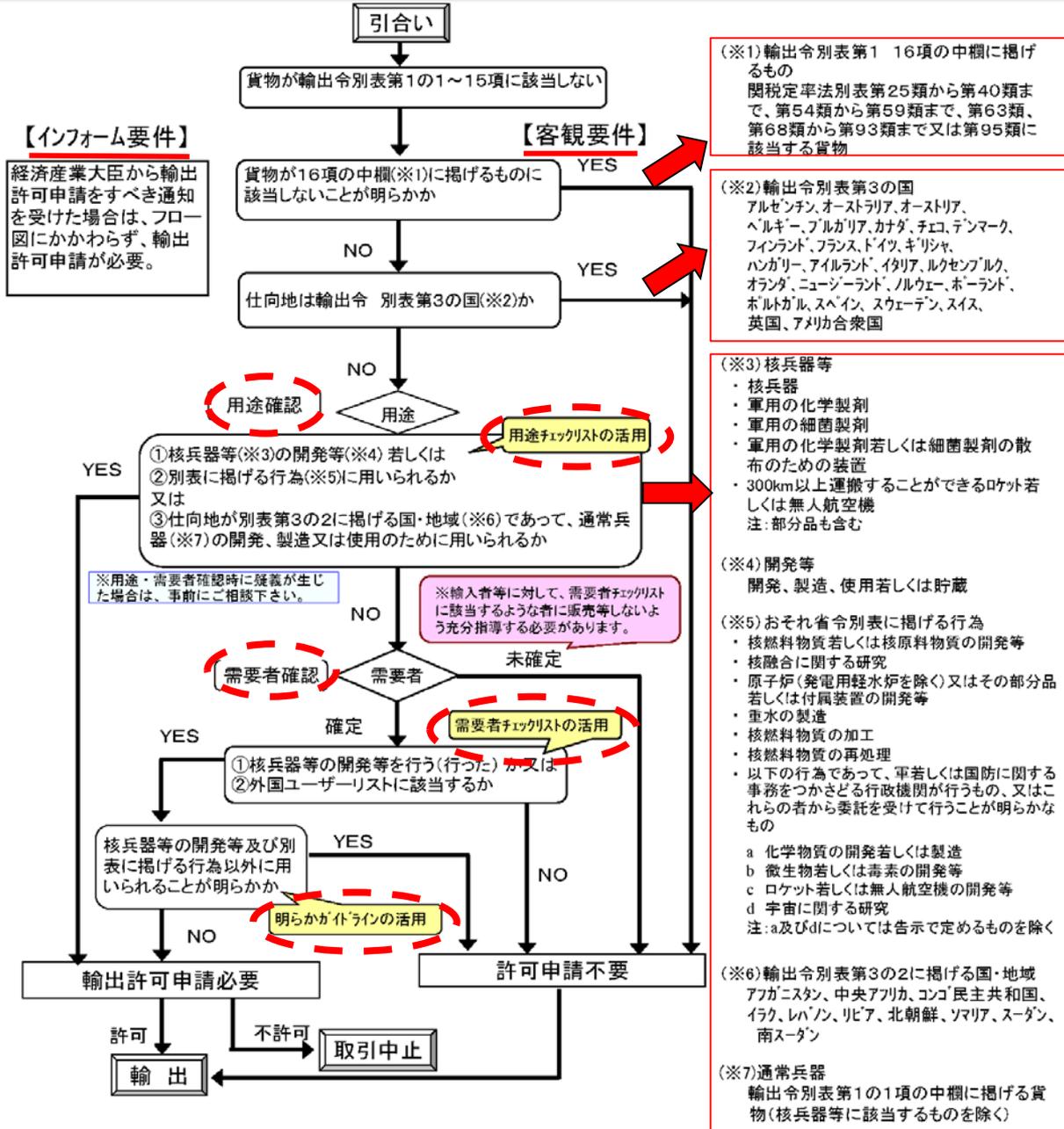
1. 安全保障貿易管理の審査手続

審査手続の流れ



(注) 貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(参考) キャッチオール規制手続フロー図



該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様(技術スペック)
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様(スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等 省令 第1条 十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
* 安全保障貿易管理HPの貨物又は技術のマトリクス表により参照可能。

該非判定の前に(貨物の検索)

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。
輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広く検索してください。

<貨物のマトリクス表> URL: http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

貨物「工作機械」の場合

①「検索」を利用

②検索する貨物名を入力してください。

③「オプション」を押下

④「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

⑤「列」を選択してください。
※列の場合、検索が一部できない場合がありますので、御注意ください。

⑥「すべて検索」を押してください。

シート	名前	セル	値
2項	原子力	\$\$F\$425	(一) 測定の前及び測定中は、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保たれること。
2項	原子力	\$\$F\$434	(二) 工作機械は、試験される形態で装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定精度を確保すること。
2項	原子力	\$\$F\$437	(三) 測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。
2項	原子力	\$\$F\$438	(四) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライドの速度)は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO 230/2(1988)による測定値から求めた、1. 申告値を定める型式の仕事機械を5台選ぶ。
2項	原子力	\$\$F\$471	4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の仕事機械であって、以下の一又は二に該当するものは、本表に該当するものとして扱う。
2項	原子力	\$\$F\$482	1. 研削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$\$F\$491	2. フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$\$F\$496	3. 専用フライス削りを行うための仕事機械をいう。
2項	原子力	\$\$F\$498	4. モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械)
2項	原子力	\$\$F\$516	5. 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置
4項	ミサイル	\$\$D\$752	測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)であって、次に掲げるもの又は、次に掲げるもの(四)に該当するものを除く。
4項	ミサイル	\$\$D\$770	(一) 国際規格ISO 230/2(1988)で定める測定精度を達成することができる仕事機械であって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械)
5項	先端素材	\$\$G\$417	(二) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライドの速度)は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO 230/2(1988)による測定値から求めた、1. 申告値を定める型式の仕事機械を5台選ぶ。
6項	材料加工	\$\$B\$42	4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の仕事機械であって、以下の一又は二に該当するものは、本表に該当するものとして扱う。
6項	材料加工	\$\$B\$282	1. 研削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。
6項	材料加工	\$\$B\$394	2. フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下のもの。
6項	材料加工	\$\$D\$42	3. 専用フライス削りを行うための仕事機械をいう。
6項	材料加工	\$\$D\$49	4. モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械)
6項	材料加工	\$\$D\$70	5. 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置

「工作機械」の場合、2項、4項、5項及び6項がヒット。
ただし、4項及び5項は工作機械そのものではないので、対象外。
このため、2項及び6項で該非判定を行う必要があります。

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日: 令和2年1月23日

判定者: ××化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意。様式は自由。

判定日以降に法令改正がされていないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

参:P16

取引審査とは

どのような相手か(引合い先、需要者の確認)、どのような用途に使うのか(具体的な用途の確認)等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること。

取引審査にあたっての留意点

- 組織内での確認のための書式(帳票類)を定める(参考)。
- 決裁者・担当者の責任範囲を明確にする。
- 取引を進めて良いか否かを判断する責任者(取引の最終判断権者)を定め、最終判断権者まで決裁を得る。
- 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の審査を行う。

(参考:CP帳票類)

該非判定書、取引審査票

「モデルCP」添付資料(1):該非判定書

該非判定書

該非判定 審査部門	該非判定 部門	判定申請
承認		

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	
貨物又は技術 の仕様等	
該非判定部門名 (判定責任者名)	
該非結果	<貨物>輸出令別1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術>外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)
判定理由	
判定根拠資料	

「モデルCP」添付資料(2)-1:審査票

審査票

審査・承認	申請

1. 輸出案件の概要

件名			
仕向地(国名)			
貨物・技術名	(金額): _____		
該非判定 (1~15項)	<貨物> 輸出令別1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術> 外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)		
契約先	名称 (英字)	(新規・継続)	
	所在地		
需要者	名称 (英字)	(新規・継続・軍関連)	
	所在地		
用途	内容() <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍事関連 <input type="checkbox"/> その他 資料: <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
用途・需要者 チェック	①用途要件に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ ②需要者要件に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ ③外国ユーザーリストに掲載されているか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ 上記②又は③が「はい」の場合、 ④明らかが「いいえ」に「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ ⑤上記①~④の確認に不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		
経済産業大臣からの 通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		
取引経路	_____> _____>		
契約予定年月	年 月	輸出予定年月	年 月

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 許可例外 <input type="checkbox"/> 条件付き承認 <input type="checkbox"/> 包括許可(含む返送輸出等の許可) <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 承認しない
取引承認条件	
上記判定理由	

(参考:CP帳票類)

用途・需要者チェックリスト

「モデルCP」添付資料(2)-2:用途チェックリスト

用途チェックリスト(参考例)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○をつけること)

	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用	はい・いいえ

「モデルCP」添付資料(2)-3:需要者チェックリスト

需要者チェックリスト(参考例)

①外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、添付資料(3)明らかガイドラインシートのチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡すること。

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、添付資料(3)明らかガイドラインシートのチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

(参考:CP帳票類) 明らかガイドラインシート

(3) 明らかガイドラインシート

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号又は核兵器等開発等告示第2号及び第3号に定める「明らかなき」を判断するためのガイドライン～

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-

外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の（3）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。	はい・いいえ・-
その他	⑰その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・-

「いいえ」が一つでもある場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

取引審査のポイント①

①貨物・技術が需要者に到達することの 確実性



契約書等を
確認

契約は需要者まで
つながっている？

輸送先
を確認

不自然な輸送経路
になっていない？

経由？

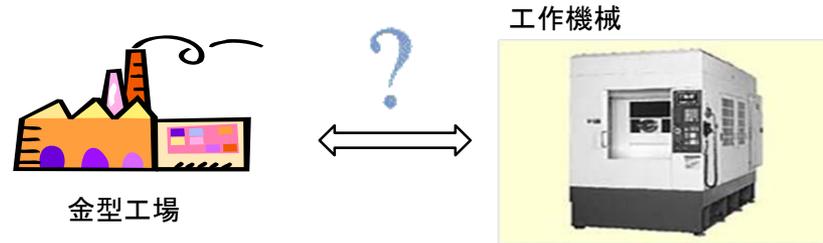
B国

A国

X国



②需要者が貨物・技術を使用することの 確実性

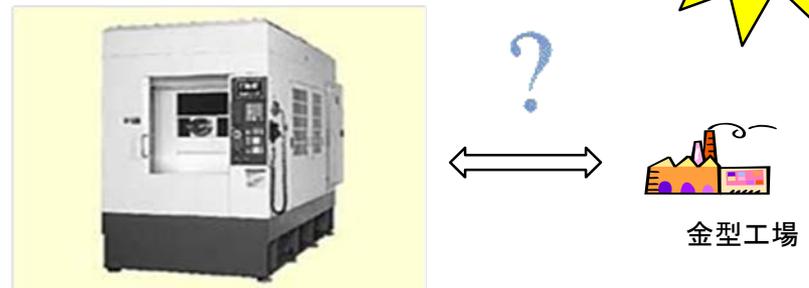


需要者の事業内容と
貨物の用途は整合
している？

HP等
を確認

貨物の数量は
妥当か？

事業規模等
を確認



取引審査のポイント②

③ 貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性

当社の主要顧客は軍である!

当社は軍事品を取り扱っている!

需要者は軍事品を取り扱っていない?

HP等を確認

需要者は軍事産業と関連していない?

HP等を確認



軍事関連企業



軍からの資金提供

④ 貨物・技術が適正に管理されることの確実性

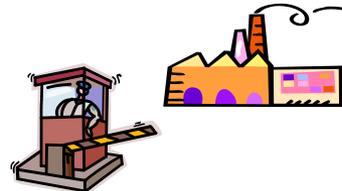


貨物の使用場所は確定してる?

工場図面等を確認

貨物の管理方法は適切か?

管理体制・保管場所等を確認



部外者の進入を制限

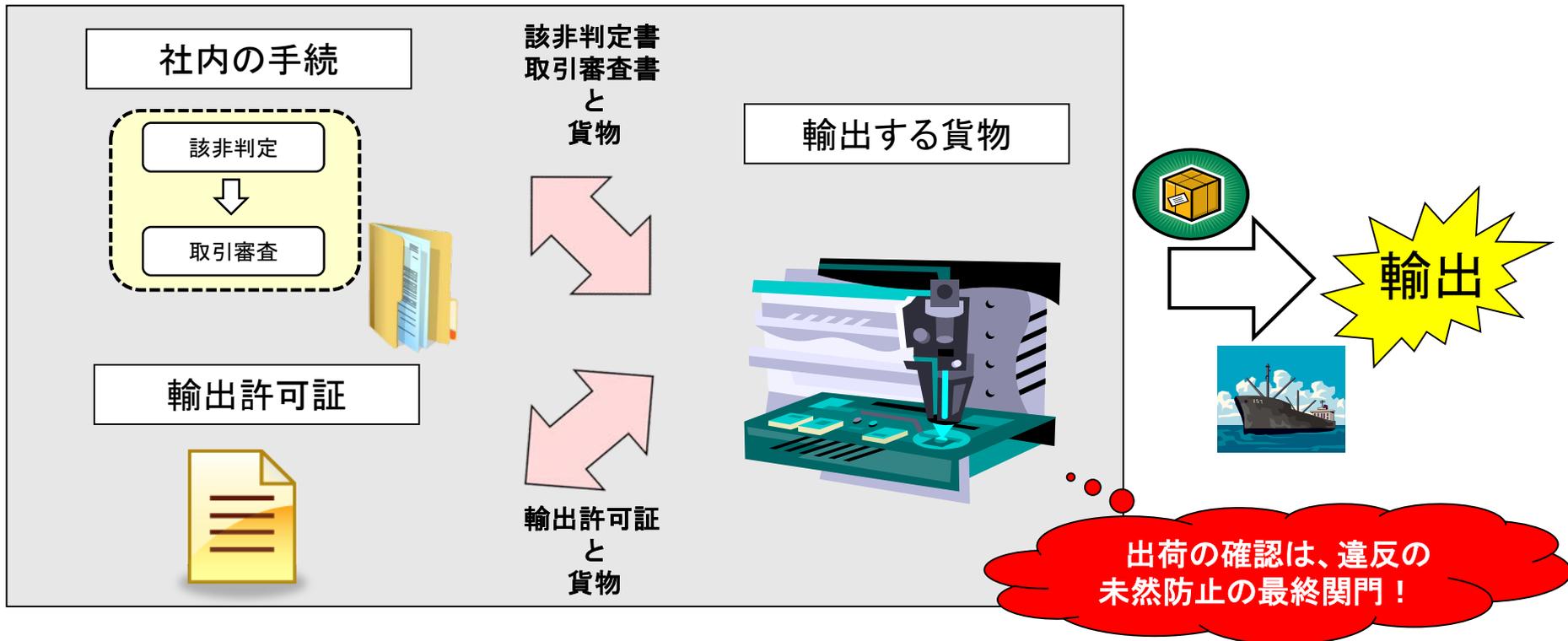


適正な保管場所の確保

出荷管理とは(技術提供を含む)

- 貨物の出荷・技術の提供前に、「貨物・技術の同一性の確認」、「輸出許可証等の有無の確認」等、所要の手続が済んでいるかどうかを確認すること。
- 出荷・提供時のチェック結果は、輸出管理部門(者)に報告すること。

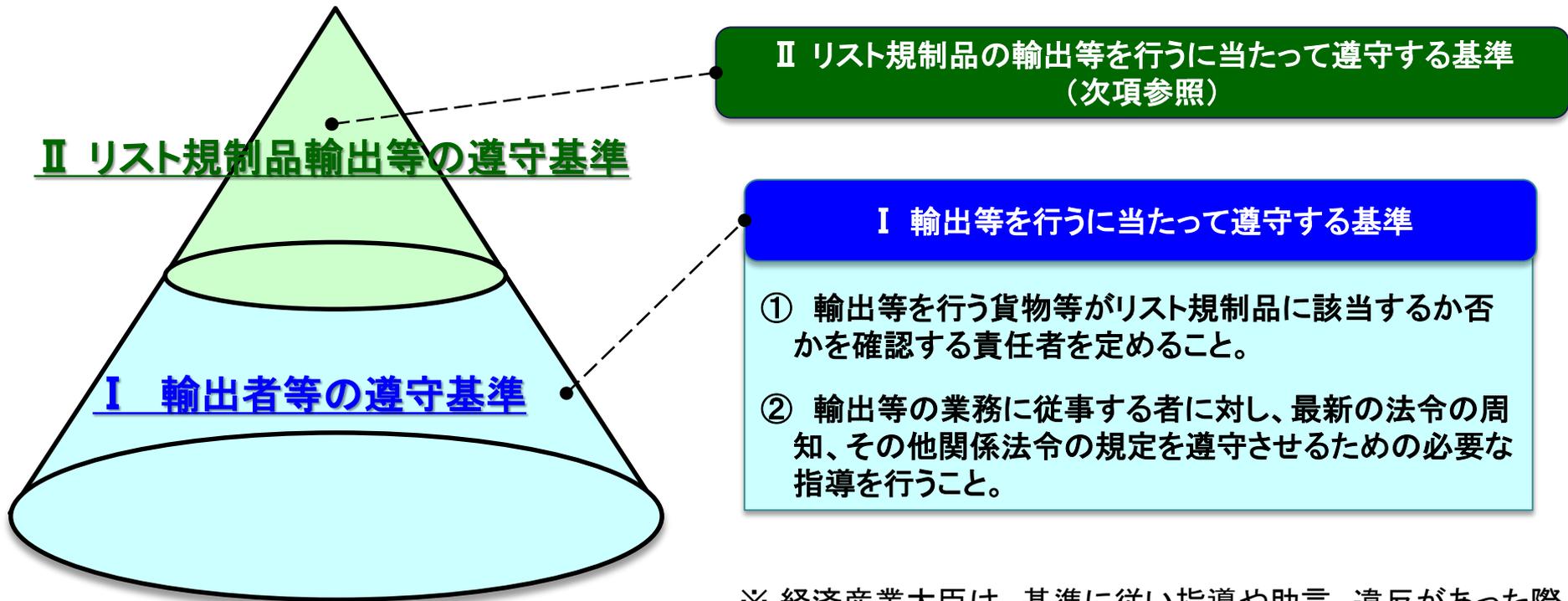
(貨物の例)





2. 法令遵守のための内部規程の整備

- 業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う必要あり。(外為法第55条の10第4項)
- 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等にあつては、I及びIIの基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物(リスト規制品)等は扱わない輸出者等にあつては、Iの基準のみを遵守する必要あり。



※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があつた際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

リスト規制品輸出等の遵守基準

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする事。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定める事。
- ③ 該非確認に係る手続を定める事。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行う事。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行う事。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める事。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努める事。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努める事。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。

Ⅱ リスト規制品輸出等の遵守基準

I 輸出者等の遵守基準

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための“任意”のもの。
- 経済産業省への届出制度(任意)がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票(CP受理票)を発行。

届出のメリット

- ✓ **包括許可**が取得可能に(「一般包括許可」は除く)。
- ✓ 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理HPの更新情報(制度改正情報など)が逐次**メール配信**。
- ✓ 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関として**PRが可能!**



輸出管理内部規程(CP)による効果

CPの基本的事項 (外為法等遵守事項)

A 体制

- ①輸出管理体制、
(業務分担、委任範囲
の明確化)

B 手続

- ②取引審査
(該非判定を含む)
- ③出荷管理

C 維持管理

- ④監査
- ⑤教育(研修)
- ⑥資料管理
- ⑦子会社等の指導
- ⑧報告及び再発防止

違法輸出の要因の回避

輸出管理上の
リスク

i) 責任体制の
整備・明確化

プログラムの
判定の
見落とし

法令
解釈の
誤り

【実際の輸出手続】

出荷管理の
誤り

a) 貨物等の審査
(該非判定)

b) 需要者・用途の
審査

c) 出荷管理

輸出

参照すべき
規制リストの
誤り

顧客・用途の審査に
関する不適切な判断

許可条件等
の未遵守

ii) 手続を内部に
周知・徹底
iii) 違反防止及び
早期発見
再発防止

※CPは、輸出管理において発生が想定される様々なリスクを回避するための有効なツール。

輸出管理内部規程(CP)と輸出者等遵守基準の関係

Ⅲ. 輸出管理内部規程(CP) (外為法等遵守事項) 参:P71

Ⅱ. リスト規制品輸出・技術提供 の遵守基準 (輸出者等遵守基準)

Ⅰ. 輸出者等の遵守基準 (輸出者等遵守基準)

Ⅲ. 輸出管理内部規程

○ “輸出管理内部規程(CP)の届出について”通達にある「外為法等遵守事項」の『基本方針』と『個別事項(8項目)』のすべてを含み、最新の法令・制度に基づく内部規程であれば、原則、輸出者等遵守基準のⅠ及びⅡは満たすものとなる。

○Ⅱとの違い

監査、研修、文書保存が努力義務ではなく必ず実施する規定となる。また、子会社等の指導も必要となる。

Ⅱ. リスト規制品の輸出等を行う者が対象

Ⅰ. 業として輸出等を行う者がすべて対象



3. 包括許可制度と立入検査

包括許可制度

- 外為法等で許可が必要なリスト規制品を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可。
- 輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けられることで、輸出等を行うことが可能となる制度。

「特別一般包括許可」の場合の要件

■ 許可の要件：

- ① 輸出管理内部規程の整備
- ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」による確認 参:P34
- ③ 輸出管理内部規程に基づいた内部審査の実績
- ④ 法令遵守の実施状況調査(立入検査又は書面検査)
- ⑤ 電子申請(平成31年4月1日申請分から適用)

■ 有効期間： 3年以内。更新可。

※輸出管理の実施状況に対する「法令遵守実施状況調査」が適宜実施される。

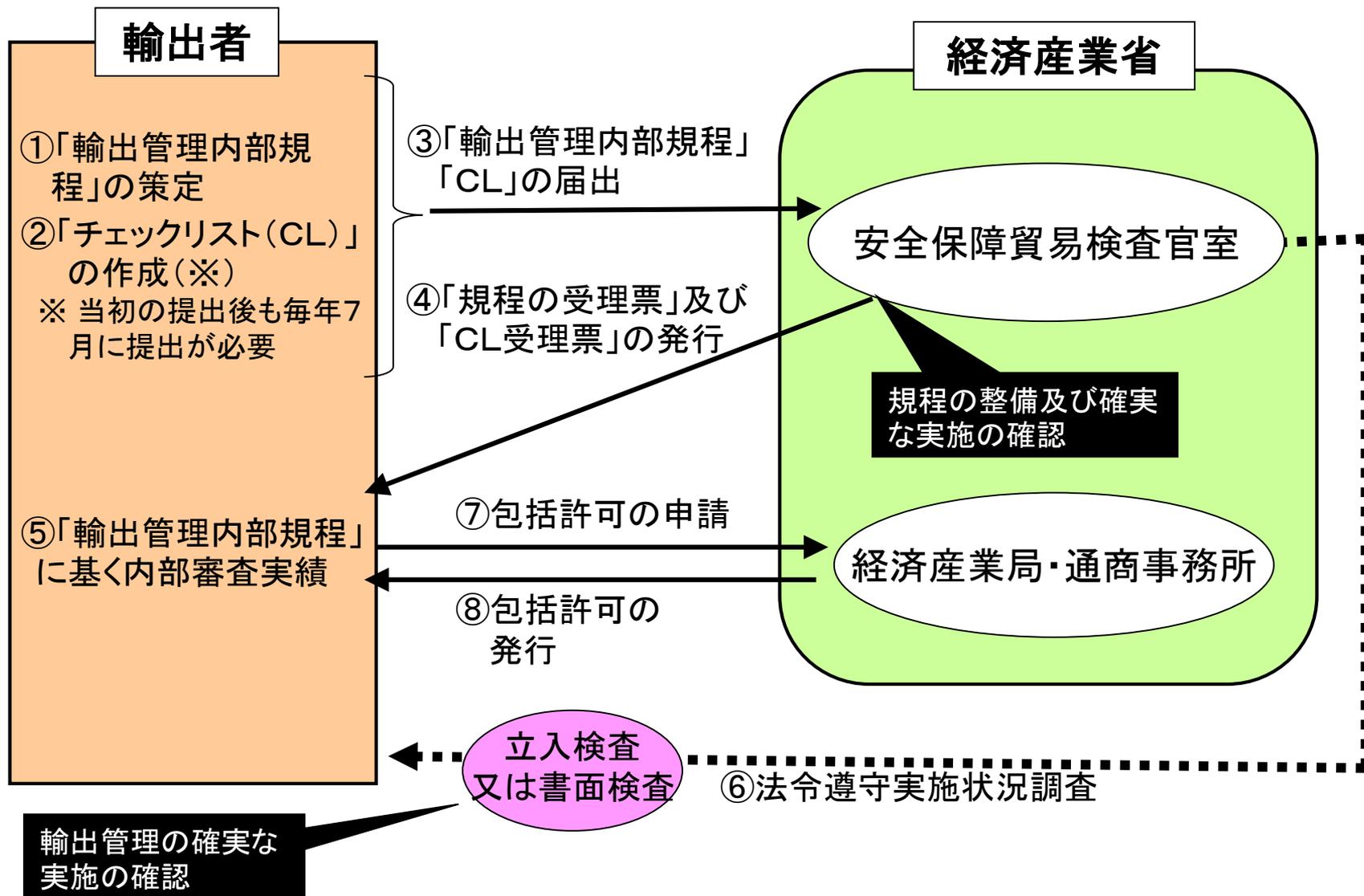
参:P22

■ 範囲： 貨物・技術と仕向地で決まる(包括許可マトリックス参照)。

包括許可証の種類

種類	内容
一般包括 (一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備は不要。 → 統括責任者、該非確認責任者の登録、電子申請が申請要件。
特一包括 (特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域を除く地域向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施、電子申請などが要件！
特定包括輸出／役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施、電子申請などが要件！なお、インフラプラントプロジェクトは、継続的な取引関係がなくても申請が可能。
特別返品等包括輸出・役務取引許可	防衛省等向けに輸入した装備品やその部分品(1項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び技術の提供を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施などが申請要件！
特定子会社包括輸出・役務取引許可 (申請者との資本関係)	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について、包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況の事前実施などが要件！

特別一般包括許可の取得の流れ(新規、更新)



注) 必要に応じ改善指導あり

注) 更新の場合は②～④、⑦～⑧

包括許可証の運用・管理

- 個別許可を取得して輸出や提供を行うか、包括許可を用いて行うかは、組織内の適切な審査を経た上で判断



組織内での取引審査を行わず包括許可を使うことのないように！

- 包括許可条件の遵守（「一般包括」は①、②のみ）

- ①輸出関連書類の原則7年間の保存
- ②軍事用途・大量破壊兵器等の用途に関する失効・届出・報告
- ③輸出管理内部規程（CP）の外為法等遵守事項を確実に実施
- ④毎年7月にCLを提出
- ⑤CPを変更した際には、1ヶ月以内に報告
- ⑥軍や軍関係機関向け需要者に関する届出 など

- 包括許可証は輸出者自身で適切に管理



包括許可証（紙媒体の場合）を第三者（通関業者など）に任せきりにせず、帳簿等による管理を！

立入検査について

- 平成17年6月からの包括許可制度の実施(輸出管理内部規程の整備とその確実な実施)を受けて、適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査は、違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施。
- 法令遵守立入検査は、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査。

※法令遵守立入検査の実施後は、必要に応じて改善指導が行われるので、指導を受けた場合には、それに従った対応が必要となる。

- (注) 1. その他、外為法第68条の規定に基づく立入検査として、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も実施することがある。
2. 新型コロナウイルス感染症対策のため、書面の検査(外為法第55条の8に基づく報告を求め、web会議システムや電話等によるヒアリング等を併せて実施)も可能とした。

立入検査における主な指摘事項の例

事例

貨物に組み込まれたソフトや、貨物の輸出に付随して提供される技術、**仲介貿易(参考1)**について、該非判定・取引審査を行わずに提供していた。

少額特例の可否判断が適切に行われておらず、適用可能な事案を包括許可を使用して輸出していた。

一部、**監査(参考2)**が行われていない部署や、監査が行われていない期間があるとともに、責任者への報告がなされていなかった。

指摘事項

役務提供や仲介貿易取引についても、輸出貨物と同様に該非判定・取引審査を適切に実施し、その証跡を保管するとともに、教育や監査を通じてそれらの意識を高めること。

少額特例を適用しなければならぬ案件は、包括許可証が使用できないので、特例や包括許可の適用可否判断を多段階で正確に行うこと。

輸出に関連する全ての部門(輸出管理部門を含む)に対し、対象期間にも漏れがないよう定期的に監査を行うこと。また、監査の結果は最高責任者へ報告すること。

(参考)

立入検査における指摘事項の例

事例	指摘事項
【取引審査関連】	
★継続取引に係る取引審査を省略しているが、ルール化されていない。	• 継続案件の取引審査を簡略化する場合は、同一貨物・技術、同一顧客、同一用途に限定し、その適用期間は一定の期間とするとともに、それぞれ変更が生じた場合は見直し、その旨輸出管理規程に規定すること。
★グループ内取引について、取引審査が行われておらず、キャッチオール規制貨物等の海外子会社向けの輸出等においても、最終需要者及び最終用途の取引審査が行われていない。	• 取引審査は、その取引相手先がグループ内外を問わず行うとともに、海外子会社向けのキャッチオール規制貨物等においても、用途・需要者の確認を行うこと。
★「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認がCP等に規定されていない。	• 顧客審査における「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認を安全保障輸出管理規則又は下部規程で定めること。
【該非判定関連】	
★該非判定が最新の項目別対比表で行われていない。	• 該非判定は、最新の外為法に基づき判定しその証跡を残すこと。また、法令改正時には判定内容を確認すること。
★今年1月のリスト改正の折、輸出管理部門から周知された改正情報を事業部がよくチェックせず、該非一覧表見直しの決定が7月になり、結果的に半年以上該非判定間違いの状態が継続した。	• リスト改正は、規制緩和の改正もあれば、規制強化の改正もありうることから、最新の改正情報に接した場合は、直ちに該非判定一覧表の内容をチェックし、速やかに該非の変更を行うこと。
★該当品は該非判定書を起票しているが、非該当品については起票しておらず、輸出管理統括責任者が最終判断をしている状況になっていない。	• 該非判定について、非該当貨物であっても規程どおり、判定内容を輸出管理統括責任者に提出し、輸出管理統括責任者は、判定内容について審査し最終決定を行うこと。

(参考)

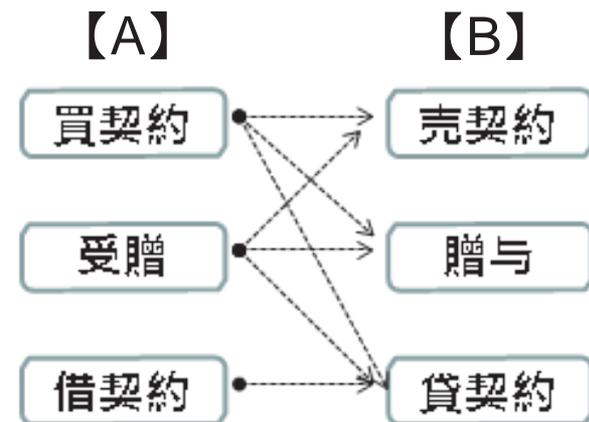
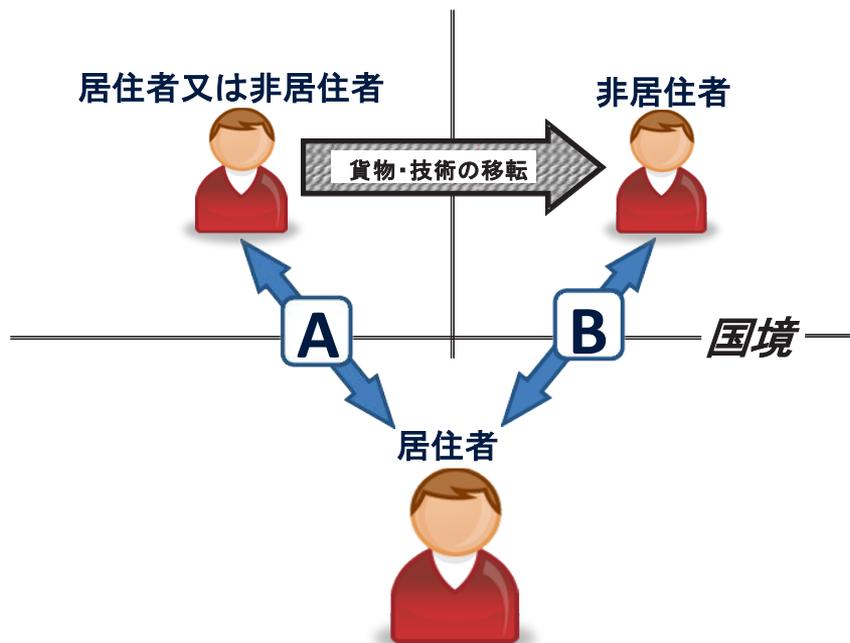
立入検査における指摘事項の例

事例	指摘事項
【出荷管理】	
★一部のリスト規制対象貨物の通関に際し、貨物が少額特例適用貨物である旨、通関業者に対し連絡を行っていなかったため、通関業者は少額特例を適用することなく、税関に対し申告し、許可を得ていた。	• 通関業者に対し、リスト規制対象貨物の通関依頼を行う際は、適切に指示（少額特例適用の有無など）をすること。また、税関の輸出許可後においても、通関業者から即時に輸出許可書入手し、輸出申告内容の事後確認を厳重に行うこと。
【その他】	
★規程で、「輸出管理統括責任者は、業務を代行する者を任命することができる。」とし、管理部門の部長(物流部 部長)に全業務を委任していた。	• 輸出管理に係る輸出管理統括責任者、輸出管理責任者、輸出管理者の役割を再認識の上、規程に則した管理を徹底し、規程に定めた取引の最終判断権者から他の者へ委任する場合には、権限の一部を委任することとしその範囲を明確にするなど、規程の見直しを行うこと。
★輸出関連法規等の最新情報を輸出等の業務に従事する者（役員）へ周知していない。	• 輸出管理部門は、外為法等の改正動向を把握し、社内における輸出関連部門に対し、速やかに情報を共有すること。
★輸出管理に関連する部署への教育が定期的に行われておらず、役員に対する教育が行われていない。	• 教育は、輸出管理の重要性の理解及び確実な実施のため、役員・従業員に対し計画的に実施すること。
★監査において十分な書類確認が行われておらず、規制技術の提供を行う部門が監査対象となっていない。また、監査結果が最高責任者に報告されていない。	• 監査実施について、安全保障貿易管理に係る全ての部門を対象にするとともに、書類確認を十分に行うなど実効性のある監査をするとともに、監査結果は最高責任者へ報告すること。

(参考1) 仲介貿易・技術取引規制の概要

外国相互間で貨物の移動を伴う取引又は技術の提供を行う場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

1. その貨物・技術が武器(輸出令別表第1又は外為令別表の1項に該当する貨物・技術)である場合
2. 輸出令別表第1又は外為令別表の2項～16項に該当する貨物・技術を輸出令別表第3の地域を除く地域間で移動又は移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のおそれのある場合



★ 監査については、網羅的・計画的に実施することが重要であり、以下の方法も一案。

実施者

- 輸出管理部門。
- 監査部門（業務監査の一環として、輸出管理部門の協力を得て実施）。
- 社外法人（例：監査法人、親会社）。

対象部門・頻度

- 全部門（製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、管理部門など）に対して、原則、毎年1回以上計画的（年間スケジュールを定める）に実施。
- 規制貨物等を取り扱う部門は毎年とし、規制貨物等を取り扱っていない部門は隔年。
（監査対象期間、対象部門に漏れが生じないことが重要。）

監査結果

- 監査の結果は、監査報告書として取りまとめ、輸出管理最高責任者に報告。



4. 中小企業に対する支援

中小企業の技術管理の強化に向けた取組

中小企業等アウトリーチ事業（2019年度から開始）

事業目的・概要

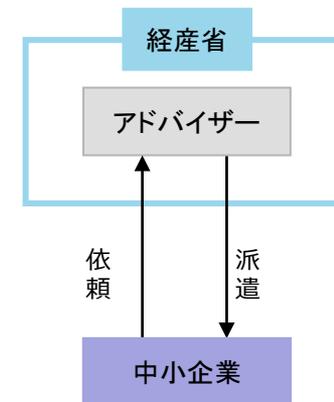
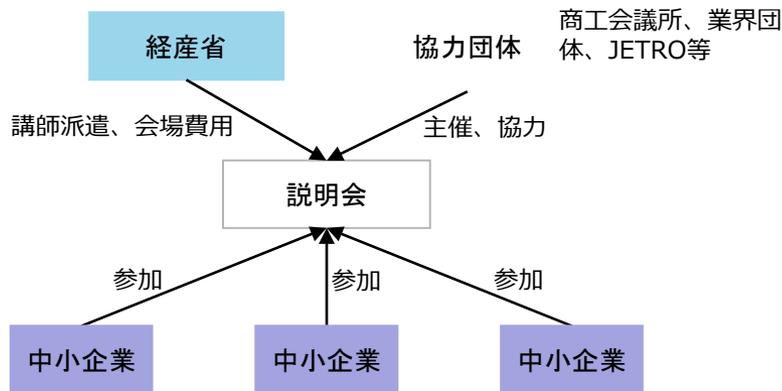
- 我が国の経済は、優れた技術を持つ多くの中小企業に支えられている。他方、中小企業のグローバル化、海外展開の進展により、技術流出のリスクも増大。
- このため、①全国各地での説明会の開催、②輸出管理体制構築をサポートする専門アドバイザーの派遣を通じ、中小企業の技術管理を強化・推進。

（１）説明会の開催

- ①安全保障貿易管理（外為法）②技術等情報管理（産業競争力強化法）③営業秘密管理（不正競争防止法）といった技術管理の制度について、各地で説明会を開催。
- 地方経産局のほか、中小支援団体、業界団体等の協力を得て開催。

（２）輸出管理体制構築支援

- 企業の輸出管理部門OB等の専門家をアドバイザーとして任命。
- 安全保障貿易管理体制の構築に取り組む中小企業に対し、アドバイザーが専門的な支援を実施。
- 現地派遣、メール、電話等により、個々の中小企業の実態に応じたサポートを行う。



【参考情報】輸出管理体制構築支援

中小企業等を対象に、輸出管理体制を構築・改善したい事業者にも実務経験豊富なアドバイザーが支援いたします。

ご希望の方は、是非お申し込み願います！！

費用無料

お申し込み・お問合せ窓口

専門家支援のお申し込み、事業のお問合せ

- 中小企業等アウトリーチ事業事務局
(事業委託先：株式会社船井総合研究所)
Tel： 0120-219-560
(平日 9：45～17：30)
Email： info@r2-outreach.go.jp
URL： <https://r2-outreach.go.jp>

中小企業等アウトリーチ事業全般のお問い合わせ

- 経済産業省 安全保障貿易検査官室
Tel： 03-3501-2841
Email： outreach-info@meti.go.jp

専門家支援のお申し込み（受付窓口）

- 東京商工会議所 国際部 中村・森本・杉
Tel： 03-3283-7604
Email： kokusai@jcci.or.jp
- 名古屋商工会議所 企画調整部 濱崎
Tel： 052-223-6741
Email： kokusai_ncci@nagoya-cci.or.jp
- 大阪商工会議所 国際部 館林・竹島・名越
Tel： 06-6944-6400
Email： intl@osaka.cci.or.jp



5. 関連情報の入手

安全保障貿易管理HPの活用

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

経済産業省の安全保障貿易管理HPでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定の流れ等を紹介。

最新の制度改正
情報を掲載

安全保障貿易管理制度
の概要を紹介

引き合いから許可申請
までの流れを含めた
基本情報を掲載
・リスト規制マトリクス、
・キャッチオール規制
の確認 等

最新の制度改正

安全保障貿易管理の概要

申請手続

▶「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」について (2020.7.1)



・制度の概要を知りたい方はこちら

・許可申請を行おうとする方はこちら

パブコメ等の情報
を掲載

企業等の自主管理の促進

内部管理規程の情報
を掲載

意見募集中の案件



・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

説明会開催状況

▶安全保障貿易管理講習会及び技術流出防止管理説明会(安全保障貿易管理入門編含む)



大学・研究機関の
自主管理の促進



中小企業等への支援

・大学・研究機関向けの情報はこちら

・輸出管理関係構築支援等の情報はこちら

説明会の
情報を掲載

中小企業等
アウトリーチ事業を掲載

リスト規制品目の仕様等を含めた
一覧表を掲載

▶機微技術管理ガイダンス

[外為法改正](#) | [貨物・技術のマトリクス表](#) | [EU規制番号](#)

[外国ユーザーリスト](#) | [参考情報：政省令-EU規制番号](#)

[中小企業](#) | [大韓民国向け輸出管理の運用の見直し](#) |

[事後審査\(外為法違反について\)](#)

[説明会](#)

[関係法令](#)

[Q&A](#)

[リンク集](#)

よくある質問とそれに関する回答を掲載

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
(本館14F東8)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送または電子にて申請してください。また、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。感染症予防

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡！

注意

貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

(1) 防衛装備移転三原則や外国I-ガーリストに関する質問、
安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 TEL：03-3501-2863

(2) 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL：03-3501-2800

(3) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続など)への質問

安全保障貿易審査課 TEL：03-3501-2801

注意

- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、貨物・技術に関する説明資料を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

(4) 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問／不正輸出の連絡／
中小企業等アウトリーチ事業に関する質問

安全保障貿易検査官室 TEL：03-3501-2841

新型コロナウイルス感染症対策



注意

1. 許可申請窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送または電子にて申請してください。また、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。感染症予防のため、窓口での申請・相談は原則受け付けておりません。

2. 許可証の受領時間

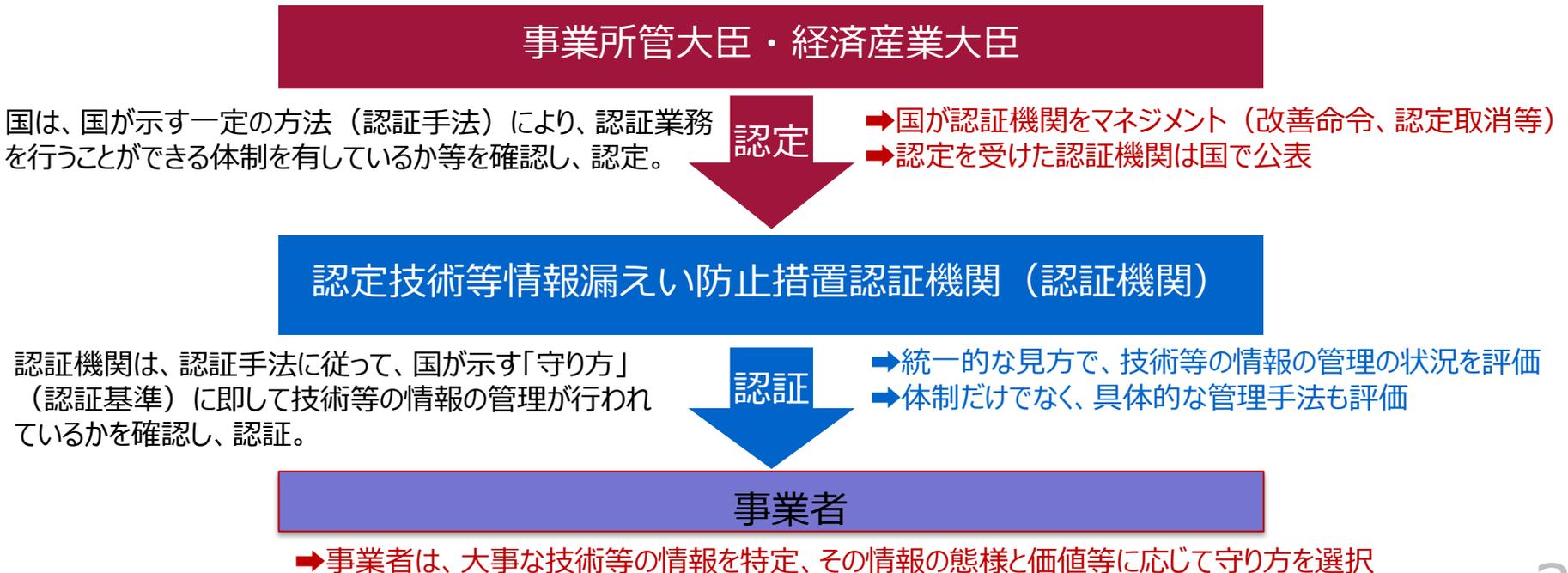
感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。

3. 立入検査

一般包括許可を除く包括許可制度では、いずれも実地の調査(外為法68条に基づく立入検査)を受けていることを申請者の要件の1つとしていますが、包括許可取扱要領に定める申請者の要件を改正し、上記の実地の調査に加え、新たに書面の検査(外為法第55条の8に基づく報告を求め、web会議システムや電話等によるヒアリング等を併せて実施)も可能としました。

技術等情報の適切な管理の促進に向けて

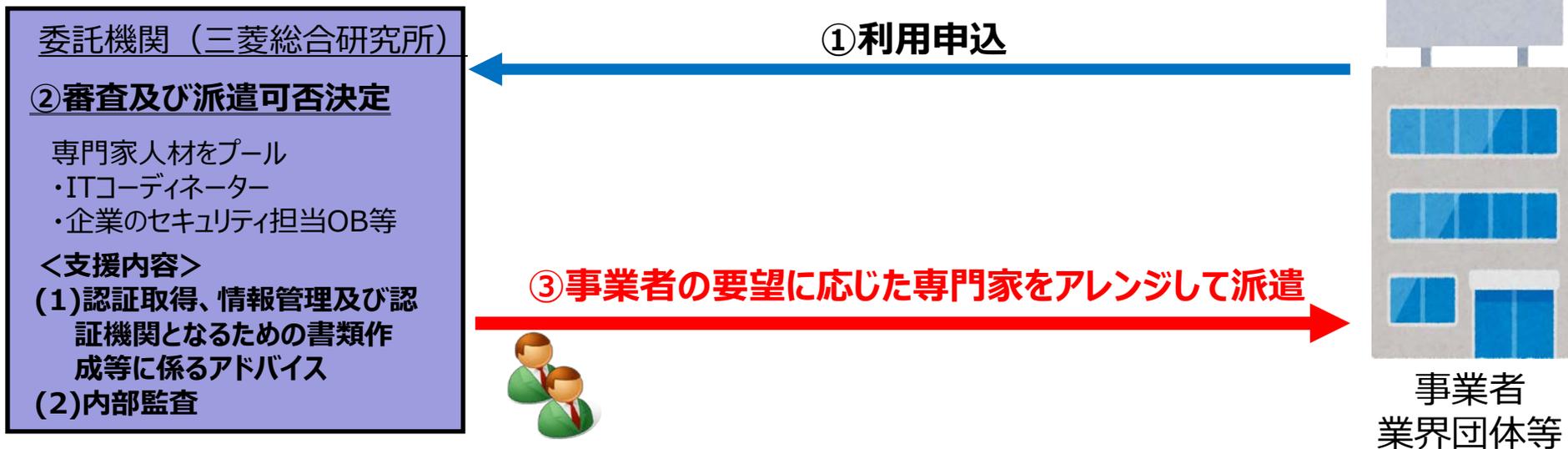
- 事業者が保有する機微技術・情報（研究成果、事業活動に有用な情報等）について、国外への技術流出防止等、事業者の適切な管理を担保するため、改正産業競争力強化法（平成30年5月成立）において技術等情報を適切に管理している事業者を認証する制度を創設（平成30年9月25日施行）。
- 同制度は、事業者の情報管理が国で示した「守り方」に即していれば、国が認定した「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関（認証機関）」より認証を受けられる制度。



経済産業省による支援（専門家派遣事業）

- 経済産業省では、事業者の適切な情報管理を促進するため、**情報管理の専門家を派遣し、守るべき技術の見極めや具体的な情報管理等のアドバイスを無償で提供。**専門家の派遣希望者は、直接申請または業界団体等経由での申請が可能。
- また本事業では、業界団体等に対しても専門家を派遣し、業界毎の標準的な技術等の情報管理手法（モデル）の確立を支援しており、今後は認証機関となるための必要な書類作成・内部体制・手続き構築へのアドバイスも実施予定。

https://www.mri.co.jp/news/public_offering/20201008.html



モデルとは

- 業界により守るべき技術等の情報は異なるが、**同じ業界であれば、どの技術等の情報を守るべきかある程度共通している。**
- 個々の企業のみならず関連する企業間において、技術等の**情報の適切な管理手法に係る共通認識**を醸成。
- 業界における業務の特性と守るべき技術等の情報の性質、業界等における情報管理にプラクティス等に合わせたモデルを構築することにより、**企業間における高度な技術等の情報の共有を円滑化。**